

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2977号)

令和5年1月25日

横情審答申第2977号

令和5年1月25日

横浜市会議長 清水 富雄 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年10月27日議秘第302号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）弁護士相談資料（7月9日、7月17日）（2）市会運営委員会
理事会資料案（7月22日）（3）横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則
の公布について（令和2年度 議秘第200号）」の開示決定に対する審査
請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「(1) 弁護士相談資料(7月9日、7月17日) (2) 市会運営委員会理事会資料案(7月22日) (3) 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則の公布について(令和2年度 議秘第200号)」を特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」の成立過程に係る一切の文書」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市会議長(以下「実施機関」という。)が令和2年9月23日付で「(1) 弁護士相談資料(7月9日、7月17日)」(以下「文書1」という。)、 「(2) 市会運営委員会理事会資料案(7月22日)」(以下「文書2」という。)及び「(3) 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則の公布について(令和2年度 議秘第200号)」(以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。)を特定して行った開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人が開示を求めている行政文書として、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示した。審査請求人は、審査請求書において特定されていない文書が存在する旨の主張をしているが、審査請求人の主張するような文書は存在しない。
- (2) 横浜市会傍聴規則(昭和25年4月横浜市会規則第1号)の改正に際し、実施機関は弁護士相談を2回行っているが、その際に持参した資料が文書1であり、本件処分で開示している。弁護士からもらった具体的なアドバイスは、職員が手持ちの文書1の写し(以下「手持ち資料」という。)にメモとして記載した。弁護士相談後、職員は手持ち資料をもとに横浜市会傍聴規則の改正案の修正を行った。手持ち資料については、修正が完了し不要となったため、廃棄した。

- (3) 横浜市会傍聴規則の一部改正について、各会派が検討した際の実施機関への問合せや相談に係る記録は残していないことから、該当する行政文書は存在しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 公開された文書では、横浜市会傍聴規則の成立過程における議論等の記録文書がなく、不十分な公開である。公開されていない文書が存在すると考える。
- (2) 議会事務局が原案作成をする際、弁護士と相談しているが、その内容やどのような示唆を得たのかが、まったく公開されていない。記録されているはずである。
- (3) 横浜市会傍聴規則改正を各会派が検討する際、議会事務局に問合せや相談をしているはずである。これらの記録があるはずである。
- (4) 横浜市会傍聴規則改定の検討内容が全く不明、闇である。そのことが明らかにならない限り、この改定の妥当性が不明である。後世、この改定を検証することができない。文書はあるはずである。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市会傍聴規則について

横浜市会傍聴規則では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、横浜市会の会議の傍聴に係る手続等を規定している。

横浜市会に係る会議の傍聴人への対応については、令和2年6月26日の市会運営委員会において市会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）で協議することが決定された。同年7月10日及び29日並びに8月7日に理事会で協議され、同日の市会運営委員会において、同規則の改正案等が理事会での協議結果のとおり決定された。これを踏まえて同月25日に横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則（令和2年8月横浜市会規則第3号）が公布及び施行されている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示している。

イ 文書1は、令和2年7月9日及び17日の弁護士相談に係る資料である。このうち、同月9日の資料は、実施機関が作成した横浜市会傍聴規則の改正案及び参考法令であり、同月17日の資料は、同月9日の弁護士相談の内容を踏まえ修

正した横浜市会傍聴規則の改正案及び参考法令である。

ウ 文書2は、令和2年7月29日の市会運営委員会理事会に提出した資料の同月22日時点での案であり、傍聴席の秩序維持についての対応に係る資料、関係例規及び横浜市会傍聴規則の改正案からなる。このうち横浜市会傍聴規則の改正案は、2回の弁護士相談の内容を踏まえて修正がなされたものである。

エ 文書3は、横浜市会傍聴規則の一部を改正するための起案文書で、文書番号、作成課、件名等が記載され決裁者等の押印がされた起案用紙及び横浜市会の当時の議長の署名がされた横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則からなる。

オ これに対し、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、弁護士相談の内容の記録、各会派からの問合せの記録等の行政文書があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張している。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に審査請求人の求める行政文書は保有していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 弁護士相談では、横浜市会傍聴規則の一部の改正に対する弁護士からの具体的なアドバイスを担当者が手持ち資料に書き込み、それを基に修正を行っていった。手持ち資料は修正完了後に不要となったため廃棄している。このほかに、弁護士相談の内容を逐語的に残した記録等は作成していない。

(イ) 各会派からの問合せについては、実施機関では、日常的に議員からの問合せに対応しており、一般的な対応をしたものについては、問合せの都度、その内容を記録しているわけではない。横浜市会傍聴規則の一部の改正に係る問合せについては、実施機関で保有する文書を検索したが、対応の記録はなかった。

(ウ) 本件請求に対しては、議会局市会事務部議事課において保有する行政文書についてもその全てを別途開示しているが、当該行政文書及び本件審査請求文書以外に、実施機関では、本件請求に係る行政文書を作成し、及び保有していない。

イ 上記ア(ア)から(ウ)までの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえな
いし、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書

の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 10 月 27 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会) 令和 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会) 令和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	・諮問の報告
令和 3 年 1 月 12 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 12 月 7 日 (第428回第二部会)	・審議
令和 4 年 12 月 21 日 (第429回第二部会)	・審議